

子ども・子育て支援金制度について

1 制度の概要

すべての医療保険の加入者から徴収するお金を使って、少子化対策として、子育て世帯を社会全体で支えることを目的とした制度で、令和 8 年度に創設されます。

医療保険の加入者から徴収するお金は、子育て支援施策（児童手当の拡充や妊婦支援給付金など）に使われます。

2 国民健康保険への影響

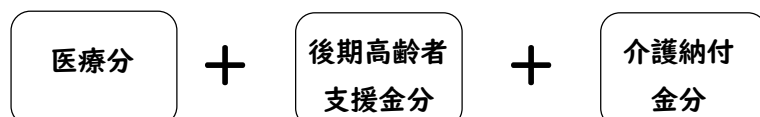
(1) 子ども・子育て支援納付金の納付

令和 8 年度から、国保の被保険者から徴収するお金を「子ども・子育て支援納付金」として、国に納付する必要が発生します。

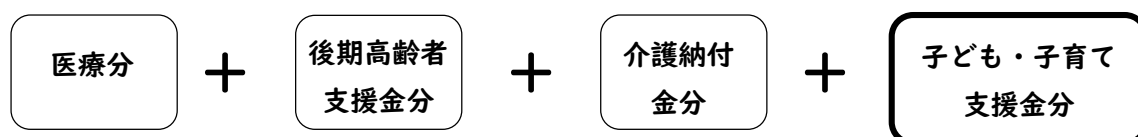
(2) 国民健康保険税に「子ども・子育て支援金分」を創設

「子ども・子育て支援納付金」を納付するためのお金は、国保税に上乗せる形で徴収します。

【令和 7 年度までの国保税】



【令和 8 年度からの国保税】



3 子ども・子育て支援金分の税率

東御市国保税の子ども・子育て支援金分の税率については、今後この協議会において審議していきます。

国が試算した目安の金額が示されていますので、2 ページをご覧ください。

(参考) 加入者一人当たり
医療保険料額
(令和3年度実績)
(②)

4.7%

4.5%

4.3%

4.6%

4.9%

5.3%

5.3%

	加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕
健保組合	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕
国民健康保険 （市町村国保）	250円 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 600円〕
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

(注6)介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)